

「こども性暴力防止法」が 2026年12月25日にスタートします。

～実習生及び児童等と接する諸活動を行う学生も性犯罪前科の有無の確認が求められる可能性があります～

こども性暴力防止の施行により、2026年12月25日より、学校や保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。これに伴い、実習生及び児童等と接する諸活動を行う学生についても性犯罪前科の有無の確認が求められる場合がありますので、留意点をお知らせします。

【留意点】

- 実習及び児童等と接する諸活動において、こどもと一対一になることが予定されている、実習期間が長期にわたるなど、学生がこどもに対して支配性、継続性及び閉鎖性を有する活動であると判断される場合、性犯罪前科の有無の確認が必要となる場合があります。なお、性犯罪前科の有無の確認が必要かについて最終的な判断は活動先の事業者が行います。
- 性犯罪前科の有無の確認が必要であると判断された場合、学生本人よりこども家庭庁へ戸籍等の提出が必要となります。
- **性犯罪前科があると確認された者は、こどもと接する実習及び児童等と接する諸活動はできないこととなります。**
- **入学前及び実習前に性犯罪前科がない旨の誓約書の提出が求められます。**
- **幼児教育学科について、性犯罪前科がある場合、実習ができないことにより資格の取得ができなくなる可能性があります。**

【参考】

制度の詳細はこちらをご覧ください。

- こども家庭庁 HP「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」

リンク：<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

(問い合わせ窓口)

上田短期大学 入試広報課

TEL 0268-38-2352